

主 文

本件訴えを却下する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

原告訴訟代理人は「被告が原告に対し昭和三十一年一月二〇日付でした原告の昭和三十年分所得税の更正処分は課税所得金額二九万一、六六五円を超える限度において取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、その請求の原因として、

原告は、被告に対し昭和三十年分所得税として課税所得金額二九万一、六五五円、税額七万七、二五〇円と確定申告したところ、被告は、雑所得二二六万五、〇〇〇円の申告洩れがあるとして、昭和三十一年一月二〇日付で、課税所得金額を二六〇万七、六一〇円、税額を一二〇万二、四三五円と更正し、過少申告加算税五万六、二五〇円の賦課決定をした。

しかし、次に述べるような事情により、原告には同年中右のごとき雑所得はなかつたものというべきである。すなわち、原告は、(1) 隅田交通株式会社から昭和三十年七月三十一日に昭和二十九年一月一日から昭和三十年三月十五日までの約定遅延損害金四〇万円の及び同年一月四日に同年三月一日から同年八月十五日までの約定遅延損害金二五万円の各弁済を受けたが、物的担保を失なつたうえ会社の弁済能力もなくなつたところより、右一月四日貸付元金一〇〇万円の支払債務を免除したために、同額の損害を蒙り、(2) また、株式会社大沢商事に対し、昭和三十年一月一日から同年二月三十一日までの(イ) 元金三〇万円に対する日歩五〇銭の(ロ) 元金一五万八、九五〇円に対する日歩一七銭の各割合による約定遅延損害金債権を有していたが、いずれも現実に支払いを受けたことはなかつたので、原告が法律上同会社に請求しうる金額は、利息制限法所定の範囲内たる右

(イ) にあつては年三割六分の一〇万八、〇〇〇円、右(ロ) にあつては年三割の四六万七、六八五円、計五七万五、六八五円にすぎないばかりでなく、右各債権につき昭和三十六年七月十九日東京地方裁判所において全額これを放棄する旨の裁判上の和解が成立し、しかも、右各債権は、昭和三十年当時すでに回収しうる可能性がなかつたのであるから、昭和三十年分の所得となしうる余地はなかつたものというべく、(ハ) なお、被告の指摘する同会社に対する元金二五〇万円、利息日歩二〇銭の貸金債権は、Aのものであつて、原告のものではない。したがつて、前記更正処分は、確定申告に係る課税所得金額二九万一、六六五円を超える限度において違法であるので、その取消しを求めため本訴に及んだ

と述べ、被告の本案前の抗弁に対し、被告主張事実のうち、原告が被告税務署長の訂正指示に対し直接国税局長に審査請求をする旨強調して譲らなかつた点及び被告税務署長が東京国税局長に対し同局長に宛てた審査請求書を送付した趣旨が単なる事後処理の意味であつた点是否認するが、その余の主張事実は認めると答え、なお、本件につき、前第一・二審裁判所は、「被告税務署長は原告の東京国税局長に宛てた審査請求書を再調査請求書として取り扱い、所得税法四九条四項二号の規定によつて審査請求があつたものとみなされ、東京国税局長も審査請求として証拠書類の補正を命じた」旨を認定しており、それが爾後の手続に対して拘束力を有するのはもとより、右控訴審の確定に係る事実関係は、前第一・二審判決を破棄した上被告裁判所が破棄の理由の必然的な前提事実として、審判の対象としたものであるから、民訴法四〇七条二項但書所定の羈束力をも有し、事件の差戻しを受けた当裁判所がこれと異なる裁判をなしえないばかりでなく、当事者もこれに反する主張をなしえず、被告の本案前の抗弁は、その理由がないと附陳した。(証拠省略)

被告指定代理人は、主文と同旨の判決を求め、本案前の抗弁として、原告は、白色申告者であつて再調査請求をしないで直接審査請求をすることが許されていないにもかかわらず、昭和三十一年一月二八日東京国税局長に宛てた審査請求書と題する書面を被告税務署長に提出し、被告税務署長から再三にわたりこれを同税務署長に対する再調査請求書に訂正するよう指示を受けたが、あくまで国税局長に対し審査の請求をする旨強調してその指示に従わなかつたので被告税務署長は、右書面を適法な再調査請求書として取り扱うことができないものと判断し、事後処理の意味で、これを名宛人たる東京国税局長に送付した、ところが、東京国税局長は、証拠書類の補正を命じたのにそれに応じなかつたという理由で、審査請求却下の決定をしたが、もとより、このことによつて審査請求の前提たる再調査請求を欠く瑕疵が治癒されたことにはならず、右却下決定も念のための措置にすぎないものであるから、本件訴えは、所得税法(昭和二十二年法律二七号、以下同じ。)所定の訴願前置



号)又は再調査の請求があつた日から三か月の期間を経過してもこれに対する税務署長の決定の通知がなく、且つ、再調査の請求をした者が当該期間内に別段の申出をしなかつた場合(同項二号)一これらの場合には、当該再調査の請求が審査の請求とみなされる一のほかは、税務署長に対する再調査の請求をしないで、直接国税局長に対して審査の請求をすることはできず、また、審査の決定を経た者でなければ、更正処分取消しの訴えを提起することが許されない(五一条一項前段参照)こととなつている。

ところで、成立に争いのない甲第二、第六号証、前控訴審証人B(第一、二回)、Cの各証言、前控訴審における控訴人本人尋問(第一、二回)の結果(但し、後に記載する措信しない部分を除く。)、当審証人B(第一回)、D、Eの各証言並びに当審における原告本人尋問(第一回)の結果(但し、後に記載する措信しない部分を除く。)によれば、次の事実を認めることができる。すなわち、原告は、白色申告者であるが、被告税務署長より再三にわたり前記訂正の指示を受け、しかも、その「補正通知書」なる書面(甲第三号証)には「審査の請求は再調査の決定を経た後に行ふ」と原則として請求することが出来ない」と摘記されておられ、担当の税務署員Bや掛付けの税理士Dからも、再調査請求の手續を踏まなければ救済が受けられなくなる趣旨をさとされたにもかかわらず、被告税務署長との間には昭和三〇年分の利子所得については昭和二八年分のそれと併わせて二〇〇万円とする旨の話合いができていたにもかかわらず、本件更正処分は右話合いを無視して行なわれたものであるから、再調査の請求をする意思はなく、あくまで東京国税局長に再調査の請求をする旨を強調して、その指示に従わなかつたために、被告税務署長としては、右書面を再調査請求書として取り扱うことなく、却つて、原告の意思にそうべく、実体について何らの審理もしないで、右の経緯とこれを直接審査の請求を求むる書面として取り扱われたい旨の意見を付し、事後処理の意味で、右書面を東京国税局長に送付したこと、なお、その後東京国税局長が前記理由で審査請求を却下の決定をしたのは、右書類の配付を受けた協議団本部協議官Cが原告においで所得税法四九条四項一号の同意書を提出すればこれを適法な審査請求として取り扱う余地があるものと速断し、原告に対して右同意書の提出方を求めるとともに、審査請求書に添付すべき証拠書類の補正を命じ、原告が税務署と交渉中であること、か審査請求書を取り下げるとかいつてそのいずれの要求にも応ぜず、遂に、取下手は提出できない旨を回答してきたところからなされるにいたつたものであることを認めるのに十分であり、右認定と抵触する前控訴審における控訴人本人及び当審における原告本人の各尋問の結果は、前掲諸証拠に照らしてたやすく措信し難く、また、前掲「補正通知書」(甲第三号証)や甲第二号証の「補正通知書」には「昭和三一年一月一八日に受理したあなたの昭和三〇年分所得税に関する再調査請求書には…再調査の請求は却下されることあります…」と再調査請求の文字が使用されていたり、原告提出に係る前記審査請求書(甲第一号証)の末尾部分にも「再調査の上夫々適正額に御訂正を煩したく…」と記載されてはいるが、これをもつて右認定を左右する資料とはなしえず、他に右認定を覆えすに足る的確な証拠はない。しかして、以上認定に係る事実関係のもとにおいては、原告が被告税務署長に提出した東京国税局長を名宛人とする審査請求書と題する書面は、本件更正処分に対する不服を申し立てる趣旨であること明らかであり、また、被告税務署長においてこれを受理したうえで訂正、補正を命ずる等再調査請求書として取り扱わんとする態度に出たとはいへ、前叙のごとく原告においてあくまで審査の請求をする旨を固執してその訂正に応じなかつたため、被告税務署長は、窮極的にはこれを再調査請求書として取り扱わなかつたものであり、また、その取り扱わなかつたことについて違法を見い出すことができない以上、本件に対し適法な再調査の請求があつたことを前提とする所得税法四九条四項一号又は二号の規定の適用を受けるとはならず、また、前記法則のもとにおいては、その後東京国税局長が前叙のごとく証拠書類の補正を命じこれに応じなかつたという理由で審査請求却下の決定をした一事によつて、適法な再調査の請求があつたとか、再調査の決定を経ないで審査の請求をした瑕疵が治癒されたとなしえないことも、疑いをいれないところである。そして、不適法な審査の請求を却下する決定が所得税法五一条一項の審査の決定に当たらないことは明らかであり、原告が本件更正処分に対して審査の決定を経ないことにつき正当な事由があつたものと認めるに足る証拠もないから、本件訴えは、所得税法所定の訴願前置の要件を欠く不適法な訴えというほかはない。

よつて、本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 渡部吉隆 渡辺昭 竹田穰)